

【令和 8 年 7 月 3 1 日施行】

鳥栖市市街化調整区域における地区計画の 運用基準が一部改正されます

鳥栖市では、拠点性の高い一定の区域において都市的土地利用への転換を推進するため、「鳥栖市市街化調整区域における地区計画の運用基準」を改正し、対象区域の面積要件の緩和等を行いました。主な改正内容は次のとおりです。

■ 改正内容① 対象区域の面積要件の緩和（第 8 条）

○ 新幹線駅周辺型地区計画

【改正前】 1 ha 以上（居住の用に供する建築のみを目的とする場合は 0.5 ha 以上）

【改正後】 1 ha 以上（住居系及び商業系の用途地域に隣接する区域を含む場合は 0.5 ha 以上）

○ 小中学校周辺型地区計画

【改正前】 1 ha 以上（居住の用に供する建築のみを目的とする場合は 0.5 ha 以上）

【改正後】 用途を問わず（※） 0.5 ha 以上

※ 小中学校周辺型地区計画は工業系用途の建築物等は対象外としています。
（第 13 条）

■ 改正内容② 地区施設に関する技術的基準の見直し（第 12 条）

雨水貯留浸透施設等に係る市独自の基準（第 12 条第 2 項）を削除しました。

開発行為に伴う技術的な基準は、許可権者である佐賀県の開発許可基準（都市計画法第 33 条）によることとなります。

【お問い合わせ先】

鳥栖市 建設部 都市整備課 都市計画係

TEL：0942-85-3601 FAX：0942-85-2114 E-Mail：toshi@city.tosu.lg.jp

所在地：〒841-8511 鳥栖市宿町 1 1 1 8 番地